

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年3月2日適當と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年3月16日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成19年3月9日

香川県知事 真鍋武紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
綾川町	香川用水非受益地域用水確保事業（貯水池改修事業）堂谷地区	綾川町土地改良課
〃	香川用水非受益地域用水確保事業（ため池改修事業）西谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西村西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大羽茂池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）庄屋池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）中池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）逢阪地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）篠池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大皿池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高司池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）大道池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）仲井地区	〃
琴平町	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）苗田東地区	琴平町農政課